

(別紙)

7つくば産第 662 号
令和 7 年 (2025 年) 12 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

つくば市長 五十嵐 立 青
(公 印 省 略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 12 月 2 日付け公告のあった下記の
大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 i i a s (イーアス) つくば
所在地 つくば市研究学園 5 丁目 19 番

2 届出者

(1) 三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。